

にし阿波バス巡り！旅程表

～四交119号車ラストラン！～



添乗員付き・最低催行人員:12名

出発日:2022年6月11日(土)日帰り
8:30集合

阿波池田BT
9:00出発

119号車
阿波池田駅前アーケード
走るよ

四国交通本社
9:10/10:15
車庫にて撮り放題タイム

119号車

119号車はここで回送
みんなでお見送り!

ことでんバス
徳島営業所
11:15/12:15

秘境の小便子僧号

貸切バス各種撮影

道の駅貞光ゆうゆう館
(ご昼食)
12:45/13:45

吉野川に掛かる橋を
巡りながら…
秘境の小便子僧号
池田ダムの傍、
阿波池田駅前アーケード
走るよ

四国交通本社
15:15

16:15まで本社下駐車場にて
撮影タイム
阪急バスと、ボンネットバスほか
解散、おつかれさまでした。



ご案内:

阿波池田方面路線バス:四国交通本社前 16:17発 → 阿波池田バスターミナル行 16:25着
大阪方面高速バス :井川(四国交通本社前) 17:20発 → 大阪梅田・新大阪行 阪急バス

旅行代金
おひとり様 **8,800円**
(大人・子どもとも昼食代込)

旅行企画・募集:有限会社阿波池田観光社(徳島県知事登録旅行業第2-57)
徳島県三好市池田町サラダ1612番地27 TEL(0883)72-1231
運行会社:四国交通株式会社

ご案内

- 1.最少催行人員は12名です。
- 2.運行バス会社は四国交通です。
- 3.集合時間はお守りください。なお出発時刻になってもお集まりいただけない場合は、取り消ししたものとみなし出発いたしますのでご了承ください。
- 4.途中、道路・交通事情により予定通り運行できない場合がございます。その際の返金はございません。予めご了承ください。
- 5.添乗員が同行いたします。集合時間等のご案内は乗務員または添乗員が行います。なお、運転中は乗務員の指示に従ってください。
- 6.貴重品は、お客様ご自身で保管してください。車内外に関わらず紛失・盗難・損壊につきまして当社では責任を負いかねますので予めご了承ください。
- 7.車内は禁煙です。新型コロナウイルス感染対策のため、乗車時は手指消毒を行い、バス車内ではマスクを着用し大きな声での会話はお控えください。

ご予約

- 1.ご予約は2022年5月31日 16:00まで承ります。
- 2.未成年の方のみのご参加にあたってはお受けしておりませんのでご了承ください。
- 3.安全運行のためバス乗車における幼児運賃扱いはお受けできません。

ご旅行条件（要旨）

この旅行は(有)阿波池田観光社(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。を締結することになります。

旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

① 旅行のお申し込みと旅行契約の成立 / 1.旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。

旅行代金の額

旅行代金（お一人様）	10,000円未満	30,000円未満	60,000円未満	100,000円未満	100,000円以上
申込金	3,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円

2.当社は、電話・郵便・ファクシミリその他通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。3.旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。4.旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。5.本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

- ② 旅行代金のお支払い期日 / 1.旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)より前にお支払いいただきます。2.基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。
- ③ 旅行代金の適用 / 1.参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。2.旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- ④ 旅行代金に含まれるもの 1.旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。2.添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。3.パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
- ⑤ 旅行代金に含まれないもの / 旅行日程に含まれない交通費等の諸費用及び追加飲食等の個人的性質の諸費用。
- ⑥ 取消料/お申し込み後、お客様のご都合により取消になる場合、又は旅行代金が所定の期日までにお支払いがなく当社が旅行契約をお断りした場合、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料金で取消料又は取消料に相当する額の違約料をいただきます。

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			4)旅行開始日の前日の解除	5)旅行開始日の当日の解除(6は除く)	6)旅行開始後の解除又は無連絡不参加
	1)21日目に当たる日以前の解除(日帰り旅行は11日目)	2)20日目に当たる日以前の解除(日帰り旅行は10日目)3~6は除く	3)7日目に当たる日以前の解除4~6は除く			
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

- ⑦ 最少催行人員 / パンフレットに記載の旅行の最少催行人員は15名です。(特記のない場合を除き)参加者が契約書面に記載された最少催行人員に達しない場合には実施しないことがあります。催行中止の場合は、旅行開始日の前日から起算して13日目(日帰りについては3日目)に当たる日より前にその旨をお客様に通知します。
- ⑧ 添乗員 / このパンフレットに記載している旅行(特に明記のない場合を除き)は、添乗員が同行いたします。
- ⑨ 特別補償 / 1.当社らの責任の有無を問わず、募集型企画旅行契約の特別保証規定に定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物に被った一定の損害について補償金または見舞金を支払います。
- ⑩ 個人情報の取扱について / 1.当社らは、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関する運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続きのため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、⑤当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑥旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、⑦アンケートのお願いのため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のために利用させていただきます。
- ⑪ 契約の解除について【1】旅行開始前/1.当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。ア.お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加の条件を満たしていないことが明らかになったとき。イ.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。ウ.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。エ.お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。オ.お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。カ.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。キ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

【2】旅行開始後/1.当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。ア.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。イ.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。ウ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。2.当社が本項(2)の[1]の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。3.当社は、本項(2)[1]のア、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

⑫ その他 / 1.お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。2.お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。3.旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解ください。

⑬ ご旅行条件の基準/この旅行条件は、2021年10月1日を基準としています。旅行代金算出の基準日は、各パンフレットごとに記載しています。

※旅行業管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明に不明な点がありましたら、ご遠慮なく営業所の旅行業取扱管理者にご質問ください。

集合場所



旅行企画・実施：徳島県知事登録旅行業 第2-57号
有限会社阿波池田観光社
徳島県三好市池田町サラダ1612-27
電話番号 0883-72-1231
(国内旅行業業務取扱管理者 赤窄まゆみ)
(一社)全国旅行業協会正会員